

平成 28 年第 1 回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成 28 年 3 月 8 日
総務部

【予算関係】

資料 1 平成 27 年度 2 月補正予算（平成 28 年 3 月 8 日追加提案分）
に関する説明資料

（財政課）

【議案関係】

資料 2 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第 114 号)

（税務課）

資料1(追加補正予算関係)

平成28年3月8日
財政課

平成27年度2月補正予算
(平成28年3月8日追加提案分)に関する説明資料

(議案第113号)

平成 27 年度 2 月補正予算(平成 28 年 3 月 8 日追加提案分) 主要な歳入増減調書

		区 分			増 減	額	増	額	内 訳	減	額	内 訳	(単位:千円)
1 県	税												
2 地方消費税清算金													
3 地 方 譲 与 税													
4 地方特例交付金													
5 地 方 交 付 税													
6 交 通 安 全 対 策 金													
7 特 別 交 付 金													
8 分担金及び負担金													
9 国 庫 支 出 金	△ 243,408								経営体育成支援事業費	△ 224,833 (473,846 →	249,013)	
10 財 産 収 入	△ 1,753								県営林壳払収入	△ 1,802 (112,402 →	110,600)	
11 寄 附 金									44 (366 → 410)				
12 繰 入 金	△ 1,581,304												
13 繰 越 金									減債基金繰入金	△ 1,558,430 (2,700,000 →	1,141,570)	
14 諸 収 入	234,224	維入					234,229 (1,959,697 → 2,193,926)						
15 県 債 債	△ 2,800	災害関連事業費					6,900 (141,500 → 148,400)	高等学校整備事業費	△ 9,500 (8,237,600 → 8,228,100)				
合 計	△ 1,595,041	619,638,640→618,043,599											

平成27年度2月補正予算(平成28年3月8日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増 額	減 額	増 額	減 額	内 訳
1 議会費					
2 総務費					
3 民生費	△ 1,281,959				
4 衛生費					
5 労働費					
6 農林水産業費	△ 260,615				
7 商工費					
8 土木費					
9 警察費					
10 教育費	△ 52,467				
11 災害復旧費					
12 公債費					
13 諸支出金					
14 予備費					
合計	△ 1,595,041	619,638,640→618,043,599			

平成27年度2月補正予算(平成28年3月8日追加提案分)

主要な性質別増減調査書

(単位:千円)

区分	増減額	増額 内訳	減額 内訳
1 人件費	△ 17,473		△ 17,473 (2,878,533 → 2,861,060)
2 物件費	△ 37,785		△ 22,000 (1,726,344 → 1,704,344)
3 極助費			
その他の行政経費	△ 1,300,867		
森林整備及び木材産業振興臨時対策基金積立金 投資及び出資金	49	介護給付費負担金 △ 1,044,801 (17,694,246 → 16,649,445) 福祉医療費等助成事業 △ 252,293 (4,569,688 → 4,317,395)	44 (366 → 410)
賃付金			
4 維持修繕費			
5 補助投資事業費	△ 221,895		△ 224,833 (441,351 → 216,518)
6 単独投資事業費	△ 17,070		県立学校天井等落下防止対策推進事業 △ 8,607 (116,042 → 107,435)
7 据助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金			
10 公債償出金			
合計	△ 1,595,041	619,638,640→618,043,599	

平成27年度2月補正予算(平成28年3月8日追加提案分) 繰越明許費調書

1 追加分

款	事業名	繰 越 理 由
6 農林水産業費	木材産業振興臨時対策事業	関係機関との調整等に不測の日数を要したため。

2 変更分

款	事業名	繰 越 理 由
11 災害復旧費	団体啻業用施設災害復旧事業	気象条件により作業工事に不測の日数を要したため。

**「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第114号)**

平成28年3月8日
税務課

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の一部改正に伴い、法人の事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 法人事業税

資本金等の額が1億円超の法人（外形標準課税の対象となる法人）に係る税率を次のとおり改めることとする。（第51条及び附則第14条の2の3関係）

区分		現行	改正後
事業年度開始日		～平成28年3月31日	平成28年4月1日～
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下	1.6%	0.3%
	年400万円超800万円以下	2.3%	0.5%
	年800万円超	3.1%	0.7%

※ 外形標準課税部分の拡大：㉙2/8→㉚3/8→㉛5/8

国・地方を通じた法人実効税率：現行32.11%→㉛29.97%

(2) 自動車取得税

エコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たす車両総重量7.5トンを超えるバス・トラックを加えることとする。（附則第18条の4関係）

(3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

		新	
		旧	
		(法人の事業税の税率等)	
		第五十一条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	
	一	第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額	
(一)		各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額	
(二)		各事業年度の資本金等の額に百分の一・五を乗じて得た金額	
(三)		次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額を合計した金額	
		各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九
		各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の一・七
		各事業年度の所得のうち年八百万円以下の金額	百分の二・七
		各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の三・六
		各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九
		各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の三・一
		各事業年度の所得のうち年八百万円以下の金額	百分の三・一
		各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の四・六

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の

(一) 各事業年度の付加価値額に百分の一・二 を乗じて得た金額

(二) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・五 を乗じて得た金額

(三) 各事業年度の所得に百分の三・六 を乗じて得た金額

(四) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(五) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(六) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(七) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(八) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(九) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十一) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十二) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十三) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十四) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十五) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十六) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十七) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十八) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十九) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十一) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(二十二) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十三) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十四) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(二十五) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十六) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十七) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

4 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二の三 平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。）に係る法人の事業税についての第五十一条の規定の適用については、同条第一項第一号(三)の表中「百分の一・九」とあるのは「百分の一・三」と、「百分の二・七」とあるのは「百分の〇・五」と、「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の四・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の三・四」と、「百分的七・三」とあるのは「百分の五・一」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の六・七」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・九」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・九

3 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、法第七十二条の四十八の規定により分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三

以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の

(一) 各事業年度の付加価値額に百分の一・二 を乗じて得た金額

(二) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・五 を乗じて得た金額

(三) 各事業年度の所得に百分の三・六 を乗じて得た金額

(四) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(五) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(六) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(七) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(八) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(九) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十一) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十二) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十三) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十四) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十五) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十六) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(十七) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(十八) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(十九) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十一) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(二十二) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十三) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十四) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

(二十五) 各事業年度の付加価値額に百分の一・七二 を乗じて得た金額

(二十六) 各事業年度の資本金等の額に百分の一・三 を乗じて得た金額

(二十七) 各事業年度の所得に百分の六 を乗じて得た金額

「と、同条第三項第一号(三)中「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の四・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の六・七」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第十八条の四 略

2

次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）を受けるものの取得（同条第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第八百八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 略

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十八条の六第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）

(一) 略

(二) 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この条において「平成二十八年轻油重量車基準」という。）に適合す

「と、同条第三項第一号(三)中「百分の六」とあるのは「百分の三・一」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の四・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の六・七」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第十八条の四 略

2

次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）を受けるものの取得（同条第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第八百八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 略

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第十八条の六第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十八条の六において同じ。）

(一) 略

(二) 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この条において「平成二十八年轻油重量車基準」という。）に適合す

ること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則

に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) (3) 略

(五) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一次に掲げるガソリン自動車

(一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条及び附則第十八条の六において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) (3) 略

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) (2) 略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一次に掲げるガソリン自動車

(一) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

附則第四条の五第九項に規定するもの

(1) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (3) 略

(三) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (3) 略

(四) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (3) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (3) 略

(三) 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

に規定するもの

(1) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの

(1) (3) 略

(三) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十二項に規定するもの

(1) (3) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの

(1) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの

(1) (2) 略

(三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十五項に規定するもの

(1) 第十五項に規定するもの

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2)

略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

(一) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

(三) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの

(1) (2)

略

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

(一) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

(1) (2) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十八項に規定するもの

(1) (2) 略

(三) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第十九項に規定するもの

(1) (2) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

二 次に掲げる軽油自動車

(一) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

に規定するもの

(1) (2) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

(三) 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) (3) 略

(五) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(1) (2) 略

秋田県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第四十三号）

新

旧

（秋田県県税条例の一部改正）

第一条 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

略

（秋田県県税条例の一部改正）

第一条 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

略

第五十一条第一項第一号(1)中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号(1)中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」

附則第四条の五第二十項に規定するもの

(1) (2) (3) 略

(二) 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの

(1) (2) 略

(三) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

(1) (2) (3) 略

(四) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十三項に規定するもの

(1) (2) 略

(五) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するもの

(1) (2) 略

に改め、同号(三)の表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号(一)中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号(二)中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号(三)中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

附則第十四条の二の三中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」と、「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。